

平成 27 年度税制改正に関する要望

平成 26 年 7 月

公益財団法人 公益法人協会

平成 27 年度 税制改正に関する要望について

公益財団法人 公益法人協会

理事長 太田達男

日本経済は、いわゆるアベノミクスにより、株式、為替など市場経済の好転がみられ、企業の業績も回復基調にあるものの、消費者レベルの所得水準は依然として低迷、財政はますます厳しさを増し、経常収支も急速に悪化してきているなど、国民の生活に関しては先行き不安が払しょくされたとは言い難い状況下にあります。

社会保障、社会保険としての公助は限界に来ており、生活を個人それぞれが守る自助にも限界があります。このような環境の中で、多種多様な社会的課題に取り組む非営利の公益活動が今後果たすべき役割は、益々重要になってくるでしょう。

非営利公益活動の分野では、高齢者支援、子育て支援、青少年の健全育成・教育増進、文化芸術、国内外の災害支援、奨学金や学術研究助成など、コミュニティや専門分野の最前線で献身的に活躍しています。

英米では、政府部門（第1セクター）、市場経済部門（第2セクター）と並んで非営利セクター（第3セクター）が、社会を構成する三つのセクターとしてそれぞれがその特徴と機能を活かしつつ、それぞれの分野で活動することが社会の均衡的な発展に役立つものという考え方が定着しています。

日本においては、これら非営利の組織は慢性的な資金難や色々な過剰な規制により活動の拡大にも限界がある中、創意工夫を凝らして安心、安全で安定した社会を作るために懸命に活動を続けています。

1,600兆円を超す金融資産だけでなく、不動産なども含めれば膨大な額に上る個人資産を、非営利組織が担う民間公益活動の場への自主的な流入を促進

させる政策は、まさに安倍首相が成長戦略について語った「人材、資金、土地など、あらゆる資源について、その眠っている「可能性」を、存分に発揮させる。そして、生産性の低い分野から、生産性の高い分野へ、資源をシフトさせていくこと。「成長」とは、それを実現していくことに他なりません。」にもかなうものであります。

公益法人協会は、資産寄附税制の拡充など税制上の支援措置、公益法人の認定基準等規制緩和、公益信託制度の抜本改革などを要望しています。これは個人資産の寄附を支援し、非営利セクターへ資金の流入を促し、公益団体がより自由闊達に社会に一層貢献できる場を広げることが狙いとするものです。ひいてはこれらの政策により公益団体の活動が促進、拡大し、市民が安心・安全に暮らせる社会、心の豊かさをも併せ持つ社会を実現すること、真の意味での日本社会の再生と成長に向けた大きな戦略の一つになるものであると確信します。

本年6月24日、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（骨太の方針）が閣議決定されましたが、その中で、「地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOやソーシャルビジネス等の育成などを通じて、活力あふれる共助社会づくりを推進するとともに、共助の活動を資金面から支えるよう、関係府省が連携して寄附文化の醸成を推進していく。」と述べられていることは非営利セクターにとっても大いに評価し、歓迎すべきことです。一方、同方針には法人税改革が掲げられ、成長志向に重点を置いた改革に着手し、年末に向けて議論を進め、具体案を得るとしています。「課税ベースの拡大等による恒久財源の確保」については、寄附文化が醸成を阻害することのないよう慎重な対応を併せてお願いするものです。

目 次

●平成 27 年度税制改正要望項目	6
-------------------------	---

●平成 27 年度税制改正要望（全文）	8
---------------------------	---

I 寄附金税制について ―フロー税制―

1 税額控除制度に係る P S T 要件の撤廃	8
2 個人寄附金控除の適用下限額の撤廃について	9
3 個人の寄附金に係る繰越控除制度の導入	9
4 寄附金控除の年末調整対象化	10
5 大規模災害発生時における指定寄附金の制度化	10
6 法人の損金算入限度額の拡充	10

II 資産寄附税制について ―ストック税制―

1 みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件の見直し	11
2 相続税非課税措置の適用要件の見直し	12
3 特定寄附信託税制の拡充	13
4 公益信託制度の抜本的見直しに伴う税制の見直し	13

III その他

1 特定収入に該当しない寄附金の扱いの見直し	14
2 移行一般法人に対するみなし寄附金制度の導入	14
3 奨学金借用証書に係る印紙税	15

●平成 27 年度 税制改正要望項目

I 寄附金税制について ―フロー税制―

1 税額控除制度に係る P S T 要件の撤廃

○公益法人に寄附をした場合の税額控除制度の適用対象となる要件について、P S T（パブリック・サポート・テスト）要件を撤廃すること。

2 個人寄附金控除の適用下限額の撤廃について

○個人の寄附金控除の適用下限額（現在は 2000 円）を撤廃すること。

3 個人の寄附金に係る繰越控除制度の導入

○個人の寄附金控除について、5 年間の繰越控除を認めること。

4 寄附金控除の年末調整対象化

○寄附金控除について年末調整で適用できるようにすること。

5 大規模災害発生時における指定寄附金の制度化

○大規模災害発生時において復旧復興支援活動を行う公益法人等への指定寄附金が速やかに適用できるように制度化すること。

6 法人の損金算入限度額の拡充

○企業が公益社団・財団法人など特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人に対して行う寄附金に関する損金算入限度額について、企業の社会貢献活動を促進する観点から、現状の損金算入限度枠の利益基準を拡大し、利益を得た企業が寄附をしやすい制度とすること。

II 資産寄附税制について ―ストック税制―

1 みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件の見直し

①公益法人に対する生前贈与や遺贈におけるみなし譲渡所得非課税措置の適用にあたっては、相続税非課税措置制度と同様、国税庁長官の承認は不要とすること。

- ②みなし譲渡所得非課税措置の適用要件に関し、当該資産について当初の公益目的事業とは異なる種類の公益目的事業に使用する場合及び財産種類の変動があった場合でも、当該要件を満たしているものとみなすこと。

2 相続税非課税措置の適用要件の見直し

- ①相続税非課税措置の適用要件に関し、当該資産について当初の公益目的事業とは異なる種類の公益目的事業に使用する場合及び財産種類の変動があった場合でも、当該要件を満たしているものとみなすこと。
- ②相続税非課税措置の取消しの場合も、みなし譲渡所得非課税措置と同様、課税対象は受贈者たる公益法人とすること。

3 特定寄附信託税制の拡充

- 信託財産は、金銭に限るとされているが、有価証券や不動産等の現物資産も認め、みなし譲渡所得税を非課税とすること。

4 公益信託制度の抜本的見直しに伴う税制の見直し

Ⅲ その他

1 特定収入に該当しない寄附金の扱いの見直し

- 消費税制の特例において、特定収入に該当しない寄附金等には、使途に関連する適正と認められる管理費を除いた金額分を対象とするように改めること。

2 移行一般法人に対するみなし寄附金制度の導入

- 特例民法法人から一般社団・財団法人に移行した法人に対して、公益目的支出計画実施期間中は、みなし寄附金（所得金額の 20%を損金算入）を認めること。

3 奨学金借用証書に係る印紙税

- 公益法人が公益目的事業として行う奨学金貸与事業において、奨学金の借用証書にかかる印紙税を非課税とすること。

以上

●平成 27 年度 税制改正要望（全文）

21 世紀日本社会において様々な社会的課題に取り組む非営利組織の果たす役割は極めて重要であり、これらの団体に対する市民のボランティアな協力活動や資金的支援（寄附）が強く望まれている。他方、個人の資産形成が進み寄附文化の醸成を考えると、フローとしての所得からの寄附金のみならず、ストックからのまとまった財産の寄附も奨励支援する制度の構築が必要と考える。

I 寄附金税制について —フロー税制—

<ねらい>

公益セクターへの少額寄附の促進、寄附を身近なものにし、寄附文化醸成を図る。

1 税額控除制度に係る P S T 要件の撤廃

○公益法人に寄附をした場合の税額控除制度の適用対象となる要件について、P S T（パブリック・サポート・テスト）要件を撤廃すること。

- ・公益法人は、高齢者問題、子育て支援、奨学支援、学術・技術水準の向上、途上国等における各種の支援活動など様々な社会的課題に取り組んでいる。寄附金は、これらの公益法人の活動をより充実させるために、財源の一つとして極めて有用である。
- ・現行の個人寄附金に係る税額控除制度は、公益法人や特定非営利活動法人の活動を支援する施策であるが、公益法人（約 9 千強）においてはすでに 1 割近くの 828 法人が利用している。しかし、個人寄附金を今後増やしたいと考える公益法人にとって、過去における実績が少ない法人や企業からの大口寄附金のある企業設立財団においては P S T 要件を充足することが困難で、個人寄附金募集にあたって、税制上劣後する立場に立たされている。
- ・公益法人は、その行う事業の公益性、機関設計等ガバナンス体制、厳しい財務基準等により認定されており、そのうえに P S T 要件を加重することは屋上屋を架するものである。換言すれば寄付金による市民の支持を公益性の尺度とする認定特定非営利活動法人に対し、公益法人の場合は市民に代わって

第三者委員会がこれを認定する仕組みとなっており、法制度の設計思想が異なる。

- ・加えて、特定非営利活動法人の場合は、今後の活動が期待される設立後、日の浅い法人や、地域において行政が有用と認める法人については、仮認定制度や条例指定制度により、P S T要件を免除する制度が設けられていることもそうした制度の設けられていない公益法人にとっては不公平感を禁じ得ない。

関連条項：租税特別措置法 41 条の 18 の 3、同施行令 26 条の 28 の 2

2 個人寄附金控除の適用下限額の撤廃について

○個人の寄附金控除の適用下限額（現在は 2,000 円）を撤廃すること。

- ・寄附が金額的にはわずかであっても、多くの一般市民が気軽にでき、税制上のインセンティブが与えられるような仕組みを構築することは、寄附文化を広く国民に普及するためには有効な施策と考える。
- ・とくに寄附金の税額控除は、少額寄附者にメリットのある制度であるが、現在 2,000 円以下の寄附は対象外となっている。総務省統計局家計調査報告（家計収支編）によれば、過去 10 年の平均寄附金額は、東日本大震災のあった 2011 年を除いて、2,000 円代から 3,000 円代を推移している。個人寄附促進のためには、この 2,000 円という、いわゆる「足切り額」を撤廃することが寄附促進策として大きなインセンティブとなることが期待できる。
- ・何らかの事情でそれが困難な場合、2,000 円を超える寄附金については、その全額を寄附金控除の対象としていただきたい。

関連条項：所得税法 190 条 2 号

3 個人の寄附金に係る繰越控除制度の導入

○個人の寄附金控除について、5 年間の繰越控除を認めること。

- ・臨時に多額の所得があり、これの全部または一部を寄付する場合や有価証券不動産など評価性資産を寄付する場合、寄附した年だけでは、寄附金控除限度額を超過してしまうのが実際である。
- ・個人の臨時的な所得や保有有価証券等の寄附を奨励する見地から、「超過寄附金の繰越控除」を制度化していただきたい。アメリカでは、一定の要件の下で 5 年間の繰越控除を認めている。

4 寄附金控除の年末調整対象化

○寄附金控除について年末調整で適用できるようにすること。

- ・現在、寄附金控除を受けるには確定申告しなければならない。しかしながら、ごく一般の給与所得者にとり確定申告自体が不慣れであり、寄附金控除を受けようとするところまで行かず、また、所得が確定してはじめて、寄附金控除の限度額や損金算入の限度額が分かる仕組みでもあるため、寄附促進のインセンティブが求められている。
- ・一般の人々が日常感覚で寄附することを後押しするような制度の一つとして、寄附金の年末調整の対象化を実現していただきたい。

関連条項：所得税法 190 条 2 号

5 大規模災害発生時における指定寄附金の制度化

○大規模災害発生時において復旧復興支援活動を行う公益法人等への指定寄附金が速やかに適用できるように制度化すること。

- ・東日本大震災における震災関連寄附金では、寄附金控除の特例が認められ、公益法人への寄附金もその対象となっている。しかし、その範囲は極めて限定的で、自ら被災者支援活動を行う公益法人が募集する寄附金に限られている。
- ・公益法人等が募集する震災関連寄附金の対象範囲に、被災者支援活動に対する助成事業に必要な費用に充てるための寄附金を含め、被災者支援活動の必要費用に充てるもの全般を対象とするよう、指定要件を改めるとともに、緊急時に速やかに発令できるよう予め制度化を求めるものである。

関連条項：震災特例法第 8 条第 1 項、平成 23 年 3 月財務省告示 84 号

6 法人の損金算入限度額の拡充

○企業が公益社団・財団法人など特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人に対して行う寄附金に関する損金算入限度額について、企業の社会貢献活動を促進する観点から、現状の損金算入限度枠の利益基準を拡大し、利益を得た企業が寄附をしやすい制度とすること。

- ・企業、特に中小規模の企業は、利益の状況により、経営者の判断で公益活動に対して寄附を行うことが多い。非営利セクターが活動するに当たっては、

このような企業からの資金流入も欠かせない。そのためには、公益法人などの特定公益増進法人や認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入枠の拡充は、非営利セクターへの資金流入のインセンティブになりうる。

- ・ 損金算入限度額の計算では、所得金額をベースに計算する部分と、資本金等をベースに計算する部分とで構成されているが、上記でも述べたように利益の状況が寄附の動機となる場合を勘案して、所得金額ベース部分の基準（利益基準）を拡大して、利益を得た企業が社会貢献のために行う寄附をしやすい制度としていただきたい。

Ⅱ 資産寄附税制について ―ストック税制―

<ねらい>

土地、建物、美術品、有価証券、著作権など、個人資産を寄附市場に誘導し、社会的インフラを整備し、非営利組織の活動基盤を強化し、民間公益活動を促進する。特に地域に眠る土地、空き家の有効活用は、地域コミュニティの活性化にもつながる。

1 みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件の見直し

- ①公益法人に対する生前贈与や遺贈におけるみなし譲渡所得非課税措置の適用にあたっては、相続税非課税措置制度と同様、国税庁長官の承認は不要とすること。
- ②みなし譲渡所得非課税措置の適用要件に関し、当該資産について当初の公益目的事業とは異なる種類の公益目的事業に使用する場合及び財産種類の変動があった場合でも、当該要件を満たしているものとみなすこと。

①（国税庁長官の承認を個別に要することについて）

- ・ 金銭寄附に係る特定公益増進法人制度においては、公益法人は無条件にその対象法人の範囲に加えられている（法人税法施行令第 77 条、所得税法施行令第 217 条）。また、相続財産の贈与に係る相続税非課税措置制度においても同様である（租税特別措置法施行令第 40 条の 3）。しかるに、生前贈与及び遺贈の場合におけるみなし譲渡所得非課税措置については国税庁長官の承認が必要となっている。
- ・ 税法により規定されている承認要件は、公益認定法により充足されているも

のと解され、その上国税庁長官の承認を得ることは過重であり、上記 2 制度と区別する特段の合理的な理由はないと考える。

- ・この措置により、蓄積された資産家層の私的財産を公益の拡大のための資産として流入させる大きなインセンティブとなる。

関連条項：法人税法施行令第 77 条、所得税法施行令第 217 条、租税特別措置法第 40 条、租税特別措置法施行令第 25 条の 17、租税特別措置法施行令第 40 条の 3。

②（直接公益の用に供する要件の見直しについて）

- ・この規定は、贈与又は遺贈による財産が公益目的事業以外の事業に供されることを禁ずる趣旨と解される。ここで問題とすべきは贈与又は遺贈による財産をもっぱら公益目的事業以外の事業の利益蓄積ために活用している法人であろうと思われる。そこで当該資産が当初の公益目的事業とは異なる種類の公益目的事業に使用する場合、及び財産種類の変動があった場合でも、当該資産の時価相当額を公益目的事業に充てていれば、直接公益に供したものとみなすなどの柔軟な対応を望むものである。

関連条項：租税特別措置法 40 条、同施行令 25 条の 17

2 相続税非課税措置の適用要件の見直し

- ①相続税非課税措置の適用要件に関し、当該資産について当初の公益目的事業とは異なる種類の公益目的事業に使用する場合及び財産種類の変動があった場合でも、当該要件を満たしているものとみなすこと。
- ②相続税非課税措置の取消しの場合も、みなし譲渡所得非課税措置と同様、課税対象は受贈者たる公益法人とすること。

①（直接公益の用に供する要件の見直し）

- ・上記みなし譲渡所得税非課税措置と同趣旨である。

②（相続税非課税措置の取消し後の課税対象者）

- ・みなし譲渡所得税の非課税特例措置により、財産を受贈した公益法人が後発的事由により非課税特例措置の取消しを受けた場合は、当該公益法人がみなし譲渡所得税の課税対象となる（平成 20 年度税制改正）のと同様、相続税非課税措置の取消しの場合も、贈与者の地位の安定を損なうことを避けるため、相続税の課税対象は受贈者たる公益法人とするのが適切であろうと考える。

関連条項：租税特別措置法 70 条

3 特定寄附信託税制の拡充

○特定寄附信託（日本版ブランド・ギビング信託）の信託財産は、金銭に限るとされているが、有価証券や不動産等の現物資産も認め、みなし譲渡所得税を非課税とすること。

- ・ 特定寄附信託制度は、公益法人や認定特定非営利活動法人など社会的課題解決の担い手へ、一定程度の寄附することにより支援する仕組みとして、新たに設けられたものである。
- ・ しかし、税制上の優遇措置は、実質上利子配当所得非課税に限られており、寄附者にとって魅力の薄い制度である（寄附金の所得控除や税額控除は信託制度を介在せず直接寄附した場合と同様であり、本制度特有の措置ではないため）。
- ・ この特定寄附信託制度を活用して、個人資産を寄附市場に誘導する最も効果的な税制上の措置として、有価証券や不動産等現物資産を当初信託財産として設定することを認め、公益法人等に寄附する割合に応じて、みなし譲渡所得税を非課税とすることが妥当と考える。

関連条項：租税特別措置法 4 条の 5、同施行令 2 条の 36

4 公益信託制度の抜本的見直しに伴う税制の見直し

○公益信託制度の抜本的見直しは急務ですが、その際税制についても整備すること。

- ・ 公益法人制度改革 3 法が平成 20 年 12 月に施行され、新制度への移行期間は、平成 25 年 11 月末をもって終了した。一方、公益信託については、平成 18 年 12 月公布の信託法においては改正は行われず、同法案審議の際の衆・参両法務委員会の附帯決議において「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと」とされたものの、手付かずのまま今日に至っている。そのため、公益法人では廃止された主務官庁制度が公益信託では存続しているという不均衡を生じている。
- ・ 附帯決議が述べているように、公益信託は、信託形式で民間公益活動を行うための制度としてまさに「公益法人と社会的に同様の機能を営むもの」にほかならず、その点で、制度的にも公益法人制度と整合的なものにすることが

急務と思われる。

- ・ 弊協会では、公益信託制度の早期抜本改正を別途関係方面に要望を継続中。その改正が実現した場合には、新公益信託制度に相応しい税制の整備をされるよう併せて要望する。

関連条項：所得税法 78 条、法人税法 37 条、租税特別措置法 78 条

Ⅲ その他

1 特定収入に該当しない寄附金の扱いの見直し

○消費税制の特例において、特定収入に該当しない寄附金等には、使途に関連する適正と認められる管理費を除いた金額分を対象とするように改めること。

- ・ 消費税法施行令の一部改正により、募集要綱等においてその全額の使途が課税仕入れ等以外に限定されているものについては、特定収入から除外することとされた。
- ・ 寄附金募集に係る目的事業を実施する場合、管理費が通常は必要である。事業の策定、助成先等の調査及び選考、活動経過の追跡などに一定の費用が必要である。これらの資金を全額自己資金で賄うことは通常は稀であり、また、寄附者も管理費への一部使用を了承して寄附することが一般的である。このようなことから、折角本制度を創設していただいたが、僅か 1 件のみしか行政庁の適用証明を取得していないのが現状である。
- ・ したがって、一定の適正な管理費に寄附金を充当する場合であっても、その金額を除いて特定収入に該当しないことと改めていただきたい。

2 移行一般法人に対するみなし寄附金制度の導入

○特例民法法人から一般社団・財団法人に移行した法人に対して、公益目的支出計画実施期間中は、みなし寄附金（所得金額の 20%を損金算入）を認めること。

- ・ 移行認可された一般社団・財団法人については、公益目的支出計画を確実に実施することが義務付けられており、その対象事業は公益性が担保されている。公益目的支出計画実施期間中は、従来の特例民法法人において認められ

ていた措置と同様に、みなし寄附金（所得金額の 20%を損金算入）が措置されることを要望する。

- ・ 移行一般法人にみなし寄附金を認めることは、公益目的支出計画に記載された実施事業等（公益目的事業、特定寄附等）の確実な実施を通じ、民による公益の推進に資することになり、公益の裾野を広げることにつながるものと考ええる。

関連条項：法人税法 37 条 5 項

3 奨学金借用証書に係る印紙税

○公益法人が公益目的事業として行う奨学金貸与事業において、奨学金の借用証書にかかる印紙税を非課税とすること。

- ・ 奨学金の借用証書は、印紙税法では消費貸借に関する契約書に該当し（別表第一）、貸与総額に応じた印紙税を納付しなければならないとされている。
- ・ 昨今の経済環境下、学資負担が困難な家庭が急増している中、公益法人等非営利法人による奨学金は、ますます重要な役割を果たしている。
- ・ 社会的に意義ある貸与型奨学金の奨学金借用証書を、金銭消費貸借契約と同等に扱い、課税文書としていることには大きな違和感を覚える。
- ・ たとえば、独立行政法人の日本学生支援機構や自動車事故対策機構からの借用証書は、非課税とされている。同種の貸与金でありながら、貸与団体の組織的な形態により違いがあることは不合理である。

関連条項：印紙税法別表第三

以上



「公益財団法人 公益法人協会」（理事長・太田達男）は、1972（昭和47）年に総理府（現総務省）の許可を受け、民間の出捐により設立された公益法人です。新公益法人制度の施行にともない公益認定を取得し、2009（平成21）年4月から公益財団法人として新たにスタートいたしました。「公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与すること」をミッションとしています。